

第 8 次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	簡易専用水道事務
-----	----------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	水道法第36条及び第39条		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	● 実施(補助)期間 自 継続 ～ 至

担当部	農林水産部	担当課	農村整備課
担当係	簡易水道室	内線	2643 課 No. 50030
関係課			

総合計画			
基本計画	章名	第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり	
	節名	第1節 自然と社会が調和した環境づくり	
	細節名	第7 上水道・簡易水道等の整備	
	施策名	②簡易水道事業の推進	該当ページ
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン			
事業区分	新規	継続	● 施策No. 21-07-02

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考	注意事項
	事業内容	事業内容	事業内容	事業内容		
簡易専用水道に関する事務を行う。	・簡易専用水道関係事務	・簡易専用水道関係事務	・簡易専用水道関係事務	・簡易専用水道関係事務		<p style="text-align: center;">(注1)</p> 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。
事業の概要						
鳥取県より権限移譲を受けた水道法第36条(改善の指示等)及び第39条(報告の徴収及び立入検査)に基づく業務に対する鳥取県からの事務手数料						
事業の対象者(交付先)						
簡易専用水道の使用者						
事業費(百万円)	H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	H19～H22合計	
※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	1	1	1	1	4	
財源内訳(インプット)						
一般財源						
国庫支出金						
県支出金	1	1	1	1	4	
起債()						
その他()						